大田区物品等指名競争入札参加者指名基準

平成 26 年 12 月 8 日 26 総経発第 11169 号 区 長 決 定

(目的)

第1条 この基準は、大田区契約事務規則(昭和39年4月1日大田区規則第18号。以下規則という。)第35条及び第37条の規定に基づき区が発注する物品の買入れその他の契約(工事の請負を除く。)に係る指名競争入札及び見積競争に参加させようとする者(以下「競争参加者」という。)の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札及び見積競争の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 契約担当者 規則第4条第1項の規定による契約担当者をいう。
 - (2) 業種 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、当該サービスが競争 参加資格申込で示した業種をいう。
 - (3) 区内業者 区内に本社又は本店を有する者をいう。
 - (4) 準区内業者 区における競争参加に係る準区内業者の認定基準(平成24年7月30日 区長決定)により認定を受けた区内に支社又は支店を有する者をいう。
 - (5) 区外業者 前2号以外の業者をいう。

(指名の判断事項)

- 第3条 契約担当者は、次の各号を総合的に考慮して、指名を行うものとする。
 - (1) 経営及び信用の状況
 - (2) 区における指名及び契約の実績
 - (3) 官公庁等における履行実績の有無
 - (4) 履行能力
 - (5) その他特別な事情

(指名方法)

- 第4条 契約担当者は、各契約案件において、当該契約担当者が最も適していると判断する業種に申込みをした者のうちから、経営規模及び技術力を勘案し、業者の履行能力がおおむね同等の者を指名する。
- 2 契約担当者は、前項の規定により競争参加者を指名するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者を、他の者に優先して指名することができる。
 - (1) 区内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規 定する者)

- (2) 区内業者
- (3) 準区内業者
- (4) 同種契約事案の履行成績が優秀な業者
- (5) 同一の契約事案に係る前回の契約業者
- (6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号) に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合

(区外業者の指名)

- 第5条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区外業者を指名し、又は 選定することができる。
 - (1) 業務の規模が特に大きい場合で、高度な技術を要する業務又は履行上相当困難 を伴う業務であるとき。
 - (2) その他競争参加者が少ない等、指名競争入札及び見積競争の厳正かつ公平な執行 が困難な場合

(指名の制限)

- 第6条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する者を指名することができない。
 - (1) 次のいずれかに該当する履行実績が良好でない者又は不誠実な行為がある者
 - ア 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 25 年 12 月 19 日付総経発第 11201 号)に基づく指名停止期間中である者
 - イ 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成 23 年 2 月 4 日付 22 経経発第 11181 号)第3条第1項の規定に基づき排除措置期間中である者
 - ウ 履行実績において良好な成績を示さなかった者(具体的かつ確実な改善策が実行 できると認められる者を除く)
 - エ アからウまでに掲げる者のほか、法令等を遵守しないなどの不適切又は不誠実な 行為がある者
 - (2) 経営状況が著しく不健全である者
 - (3) 同一の発注契約事案において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
 - (4) 事前に公表する参加条件を満たさない者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、指名することが不適当と認められる者 (指名業者数)
- 第7条 指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、契約担当者は、次の各号のいずれ かに該当する業種については、指名業者数を同表に掲げる業者数未満とすることができ る。
 - (1) 発注機会の極めて少ない業種
 - (2) 登録業者数の少ない業種
 - (3) 前各号のほか、業務の性質又は目的により同表に掲げる業者数を指名することが

できない業種

付 則

この基準は、決定の日から施行する。